

(仮称) 研究学園小学校、研究学園中学校開校準備委員会設置要項

(目的)

第 1 条 (仮称) 研究学園小学校、研究学園中学校（以下「新設校」という。）の開校に向けた準備を円滑に推進するため、(仮称) 研究学園小学校、研究学園中学校開校準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 準備委員会は、次に掲げる事項を検討及び協議するものとする。

- (1) 学校名の選定に関する事。
- (2) 校章・校歌の作成に関する事。
- (3) 体操服、制服等の選定に関する事。
- (4) 登下校の安全に関する事。
- (5) P T A 活動等の組織運営に関する事。
- (6) その他開校に必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 準備委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 新設校に関わる学校に通学する児童、生徒の保護者代表
- (2) 新設校に関わる学校の教職員
- (3) その他教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 準備委員会の委員の任期は、新設校の開校までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 準備委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係人の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 委員長は、第 2 条に掲げる事項の調査及び検討を行うため、必要に応じ、準備委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員、運営等専門部会に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第 8 条 準備委員会の庶務は、教育局学務課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、委員会の設置、運営に関して必要な事項が生じた場合は、委員会で協議の上決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和 3 年 12 月 14 日から施行する。